

令和8年第5回会津若松市農業委員会 総会議事録

- 1 日 時 令和8年5月22日（金）午前9時30分
- 2 場 所 会津若松市生涯学習総合センター 研修室2・3
- 3 委 員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄			6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清		
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 0名

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

5番委員	山田 千代志	9番委員	平塚 与八		

- 6 出席した事務局職員

事務局長	生江 隆	事務局次長	加藤 高弘	主事	三崎 由香里

- 7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主事	兼子 唯杜				
----	-------	--	--	--	--

議長（佐々木職務代理）	<p>条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p> <p>最後に、日橋班担当委員より3番について報告願います。</p>
(農業委員8番) 二瓶 正貴 委員	<p>農業委員8番、二瓶より、議案第19号の3番について報告いたします。申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>3番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。</p> <p>なお、現地調査は、5月21日午後6時から、日橋班委員3名が農地法第3条第2項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>
議長（佐々木職務代理）	<p>各班担当委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>本件について、ご質問等はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（佐々木職務代理）	<p>それではお諮りいたします。議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（佐々木職務代理）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。</p> <p>（退席した委員が入室）</p>
議長（佐々木職務代理）	<p>それでは議長を交代します。</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の8ページをお開きください。</p> <p>議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>この案件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、本件については、農地部及び1番は高野班担当委員、2番と3番は湊班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部から調査報告を求めます。</p>
(農地部部长) 折笠 康裕 委員	<p>農地部より、まず、議案20号の1番について報告いたします。</p> <p>申請内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては、分家住宅の建築を計画するものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地の宅地進行化区域内農地に該当することから、許可可能なものであります。</p> <p>現地調査につきましては、5月20日、午前9時15分から、農地部3名、高野班委員3名、事務局1名の計7名で、実施した経過にあり、農振法は手続き不要、都市計画法及び土地改良区は協議済であり、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。</p>

農政部農政課	<p>なお、湊町原地区、湊町下馬渡地区、大戸町南原地区につきましては、地域全体で中間管理機構を活用した集積に取り組んでおり、既存の契約が満期を迎えることから、新たに中間管理権を設定するものです。</p> <p>続きまして、31ページをご覧ください。農地中間管理権の再設定となります。エリアの内訳につきましては、湊地区になります。</p> <p>続きまして、45ページをご覧ください。農地中間管理機構を介した特定農業受委託となります。エリアの内訳につきましては、湊地区になります。</p> <p>湊町西田面地区においては、例年農地中間管理機構を介した特定農業受委託契約により集落営農組織が転作作物を栽培しており、件数につきましては、24件です。</p> <p>詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議長（会長）	<p>事務局及び農政部の説明が終わりました。</p> <p>それでは、旧市・一箕・東山、湊、門田、大戸、川南、館ノ内、堂島の各班において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>それではお諮りいたします。議案第21号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>満場ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、議案第21号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。</p> <p>（退席した委員が入室）</p>
議長（会長）	<p>次に、議案第22号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてを議題とし、事務局の説明を求めます。</p>
農業委員会事務局	<p>総会資料の52ページをお開きください。</p> <p>議案第22号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付についてであります。</p> <p>この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用されている相続人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去3年間において農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>次に、提出案件について、門田班担当委員の調査報告をお願いします。</p>
(農業委員7番) 庄司 遼 委員	<p>農業委員7番、庄司より、議案第22号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書記載のとおりであり、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明書を交付しようとするものです。</p>

<p>(農業委員 7 番) 庄司 遼 委員</p>	<p>調査年月日は、5月21日午前9時より、門田班担当委員4名が、申請書記載内容の確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議ないものと認められましたので報告します。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>門田班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございますか。 (なしの声あり)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第22号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、引き続き農業経営を行っている旨の証明書については、これを交付することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第22号については、原案のとおり決せられました。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>次に報告に移ります。 報告第17号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、 報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、 報告第19号、電気事業者による送配電用電気工作物等の設置に伴う農地転用について、 報告第20号、各種証明に係る交付事務について、 報告第21号、農地転用に関する工事完了報告については、一括して事務局から報告願います。</p>
<p>農業委員会事務局</p>	<p>総会資料の53ページをお開きください。 報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの10案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 次に、総会資料の55ページをお開きください。 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理についてであります。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであり、書類審査の結果、受理相当と認めたものです。 なお、備考欄の留意事項のとおり都市計画法及び建築基準法上の意見が付されております。 次に、総会資料の58ページをお開きください。 報告第19号 電気事業者による送配電用電気工作物等の設置に伴う農地転用についてであります。 詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、事業者との協議の結果、転用許可不要事業に該当することから、事業計画書を収受し、転用許可不要事業として取り扱うものです。 次に、総会資料の59ページをお開きください。 報告第20号 各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、申請者に証明書を交付したものです。 以上、報告第17号から第20号については、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するもので</p>

	<p>す。</p> <p>次に、総会資料の 60 ページをお開きください。</p> <p>報告第 21 号 農地転用に関する工事完了報告についてであります。</p> <p>詳細につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第 4 条第 7 項及び第 5 条第 3 項の規定により提出された農地転用に係る工事完了報告書を受理したものであります。報告は以上です。</p>
議長（会長）	報告第 17 号から第 21 号については、報告のとおりご了承願います。
（農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	はい、議長。
議長（会長）	はい、農業委員 18 番 奈良橋委員。
（農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	はい、相続で受理通知辞退の説明をお願いします。
農業委員会事務局	<p>はい、総会の 53 ページの 4 番でよろしいでしょうか。</p> <p>農地法等の一部を改正する法律が施行されまして、届出を受理した時の受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することとする取扱いとしても差し支えないということになりました。事務局といたしましては、届出の方に受理通知書の希望の有無についての項目を新たに設けて、希望しない場合については、その欄の方に丸をつけていただくというような形で対応を行っているところでありまして、今回は、4 番の方におかれましては、受理通知書については不要と伺いましたので、通知辞退ということで記載させていただいたところであります。</p>
（農業委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	承知しました。
議長（会長）	<p>新しい届出書にそういう項目入りますので、よろしく願いいたします。</p> <p>他にご質問等ございますか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長（会長）	<p>以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>（午前 9 時 52 分閉会を宣言する）</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 8 年 5 月 26 日

会津若松市農業委員会会長 渡 部 政 美

農業委員 14 番 武 田 久美子

農業委員 15 番 星 俊 典